

営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
平成28年 5 月 27 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団規則第 7 号

営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則

営利企業等の従事制限に関する規則（平成23年大阪広域水道企業団規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>営利企業への従事等の制限に関する規則</u> <u>（目的）</u> 第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の規定に基づき、 <u>商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業への従事等の制限に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</u> <u>（従事等の制限を受ける地位）</u> 第 2 条 （略）	<u>営利企業等の従事制限に関する規則</u> <u>（趣旨）</u> 第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の規定に基づき、 <u>営利を目的とする私企業等の従事制限に関し必要な事項を定めるものとする。</u> <u>（従事制限を受ける地位）</u> 第 2 条 （略）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。